

作成年月日	平成26年10月2日
作成部局	企画県民部企画財政局市町振興課

県内市町の平成25年度決算見込み(普通会計)及び健全化指標等

1 決算規模

平成25年度の県内市町(29市12町)の決算規模は、前年度に比べ、歳入では、国の経済対策に伴う地域の元気臨時交付金等の国庫支出金や、普通建設事業費の増による地方債の増加等により、608億円の増(+2.6%)、歳出では、普通建設事業費の増加等により、523億円の増(+2.3%)となった。

〔 歳入 2兆4,102億円(対前年度比+608億円、+2.6%)
 〔 歳出 2兆3,558億円(対前年度比+523億円、+2.3%) 〕

2 決算収支

(1) 実質収支：336億円の黒字(対前年度比+29億円)

- ・昭和52年度以来、37年連続黒字
- ・全団体に黒字(最大：姫路市(58.1億円)、最小：佐用町(0.4億円))

(2) 実質単年度収支：277億円の黒字(対前年度比+120億円)

- ・35団体黒字、6団体赤字(最大：神戸市(57.1億円)、最小：播磨町(▲7.7億円))

3 歳入・歳出の状況等

(1) 歳入決算の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		増減額c a-b	増減率 c÷b×100
	a	構成比	b	構成比		
1 地方税	8,884	36.9	8,813	37.5	71	0.8
うち市町村住民税法人税割	536	2.2	549	2.4	▲13	▲1.4
うち市町村住民税所得割	3,042	12.6	3,023	12.4	19	0.6
うち固定資産税	3,800	15.8	3,774	16.8	26	0.7
うち市町村たばこ税	376	1.6	341	1.5	36	10.6
2 地方交付税等	4,397	18.2	4,457	19.0	▲61	▲1.4
地方交付税	3,210	13.3	3,308	14.4	▲98	▲3.0
臨時財政対策債	1,187	4.9	1,150	5.0	37	3.2
3 地方譲与税・交付金等	1,002	4.2	925	3.9	77	8.3
うち地方譲与税	167	0.7	173	0.7	▲6	▲3.7
うち県税交付金	798	3.3	713	3.0	85	11.9
うち地方特例交付金	38	0.2	39	0.2	▲1	▲2.8
4 国庫支出金	3,747	15.6	3,198	13.6	549	17.2
5 県支出金	1,187	4.9	1,160	4.9	27	2.3
6 地方債(臨財債除く)	1,588	6.6	1,325	5.6	263	19.9
7 その他	3,298	13.7	3,617	15.4	▲319	▲8.8
歳入合計	24,102	100.0	23,494	100.0	608	2.6
一般財源(1~3)	14,283	59.3	14,195	61.5	87	0.6
特定財源(4~7)	9,820	40.7	9,299	38.5	521	5.6

※ 端数処理により、表内において合計が一致しない場合がある(以下、同じ)。

- ① 地方税 8,884 億円 (対前年度比+71 億円、+0.8%)
 ・実効税率の引き下げ等により市町村民税法人税割が減 (▲12 億円、▲2.3%) したものの、税制改正による法人課税ベース拡大の代替措置として、県たばこ税の一部が移譲されたことによる市町村たばこ税の増 (+36 億円、+10.6%)、年少扶養控除の廃止の平年度化による市町村民税所得割の増 (+18 億円、+0.6%) 及び新築家屋の増等による固定資産税の増 (+25 億円、+0.7%) 等により増加
- ② 地方交付税等 4,397 億円 (対前年度比▲61 億円、▲1.4%)
 ・地方税、県税交付金等の増加により減少
- ③ 地方譲与税・交付金等 1,002 億円 (対前年度比+77 億円、+8.3%)
 ・景気の回復傾向による配当割交付金の増 (+21 億円、+78.3%)、株価の上昇や軽減税率 (特例措置) 廃止前の取引増加による株式等譲渡所得交付金 (+70 億円、+1,149.9%) の増等により増加
- ④ 国庫支出金 3,747 億円 (対前年度比+549 億円、+17.2%)
 ・国の経済対策に伴う地域の元氣臨時交付金の増 (+311 億円、皆増) 等により増加
- ⑤ 県支出金 1,187 億円 (対前年比+27 億円、+2.3%)
 ・国の経済対策に伴う普通建設事業に係る県支出金の増 (+33 億円、+62.8%)、障害者自立支援給付費の増による障害者自立負担金の増 (+12 億円、+5.9%) により増加
- ⑥ 地方債 1,588 億円 (対前年比+263 億円、+19.9%)
 ・平成 24 年度国補正予算の繰越事業に係る公共事業等債の増 (+161 億円、+146.5%)、学校施設の耐震化等に係る学校教育施設等整備事業債の増 (+50 億円、+108.0%) 等により増加

(2) 歳出決算の内訳

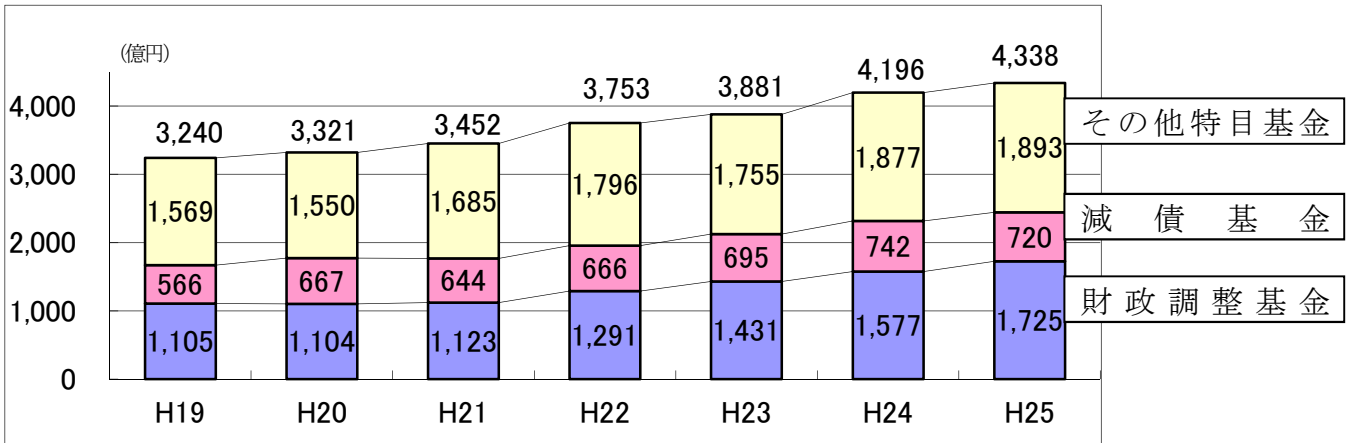
(単位：億円、%)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	12,110	51.4	12,123	52.6	▲14	▲0.1
人件費	3,751	15.9	3,912	17	▲161	▲4.1
扶助費	5,075	21.5	4,974	21.6	101	2.0
公債費	3,284	13.9	3,237	14.1	47	1.5
投資的経費	3,208	13.6	2,342	10.2	866	37.0
普通建設事業費	3,152	13.4	2,252	9.8	900	40.0
うち補助事業費	1,396	5.9	864	3.8	532	61.6
うち単独事業費	1,644	7.0	1,300	5.6	344	26.5
災害復旧事業費	55	0.2	90	0.4	▲35	▲38.9
その他経費	8,241	35.0	8,571	37.2	▲330	▲3.8
歳出合計	23,558	100.0	23,036	100.0	523	2.3

- ① 義務的経費 1 兆 2,110 億円 (対前年度比▲14 億円、▲0.1%)
 ・障害者自立支援給付費の増等により扶助費が増加 (+101 億円、+2.0%) したが、国要請に基づく給与減額措置等による人件費の減 (▲162 億円、▲4.1%) により義務的経費は減少
- ② 投資的経費 3,208 億円 (対前年度比+866 億円、+37.0%)
 ・平成 24 年度国の補正予算に係る繰越事業や、学校施設やその他の公共施設等の耐震化事業等の実施による普通建設事業費の増 (+900 億円、+40.0%) により増加
- ③ その他経費 8,241 億円 (対前年度比▲330 億円、▲3.8%)
 ・県知事選挙、参議院議員通常選挙の実施により物件費等が増加 (+65 億円、+2.6%) したものの、外郭団体見直しに係る経費の減による補助費等の減 (▲209 億円、▲8.5%)、中小企業融資に係る預託額の減による貸付金の減 (▲149 億円、▲20.9%) 等により減少

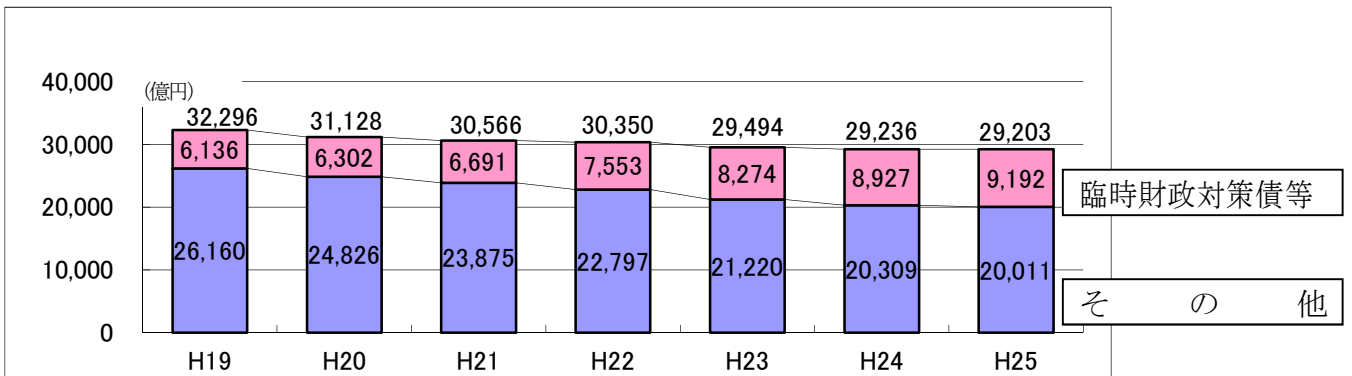
(3) 基金残高 4,338 億円 (対前年度比+142 億円、H24 末 4,196 億円)

- ・財政調整基金の積み立て (+148 億円、+9.3%) や合併市町における地域振興基金の積み増し等によるその他特定目的基金の増 (+17 億円、+0.9%) により、全体として3.4%増加した。



(4) 地方債残高 2兆9,203 億円 (対前年度比▲33 億円、H24 末 2兆9,236 億円)

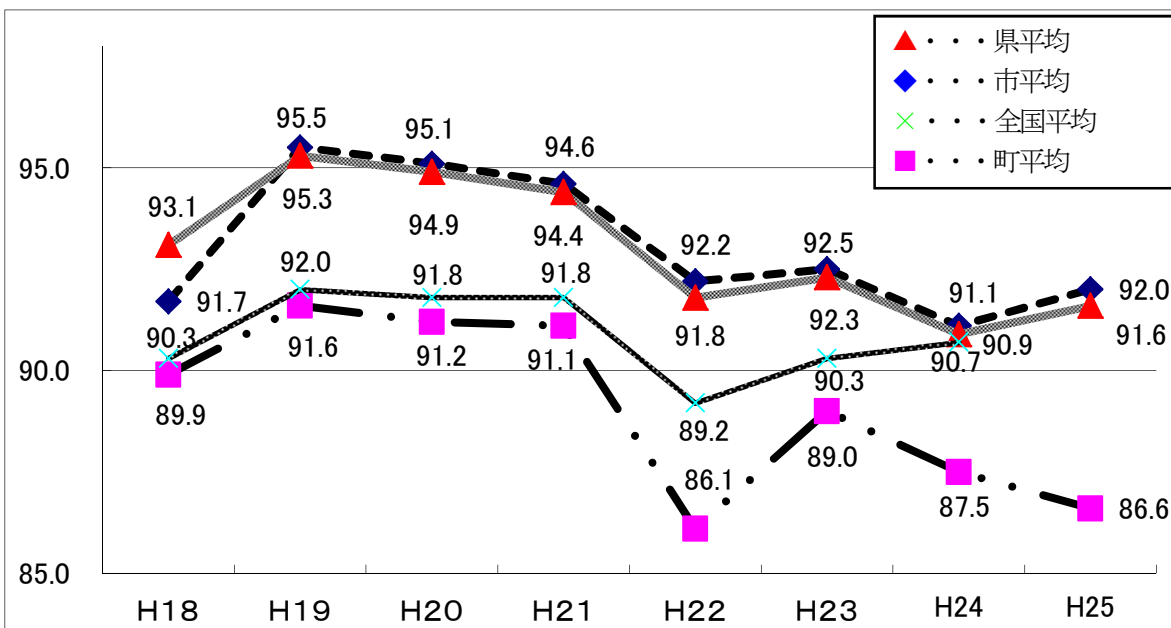
- ・繰上償還の実施等により、償還額が起債額を上回ったため、全体で0.1%減少した。
- ・平成11年度 (4兆503 億円) 以降、引き続き減少している。



4 財政指標等

(1) 経常収支比率 91.6% (対前年度比+0.7%、H24 90.9%)

- ・地方税等の経常一般財源は増加 (+61 億円、+0.5%) したものの、扶助費や物件費等の経常経費が増加 (+189 億円、+1.6%) し、経常経費の増が経常一般財源の増を上回ったため、経常収支比率は平均91.6%となり前年度から0.7%上昇した。



(2) 健全化判断比率…【別紙1】

以下の健全化判断比率は、25年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

① 実質赤字比率

- 実質赤字団体はなし

② 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字団体はなし

③ 実質公債費比率

- 早期健全化基準(25%以上)の超過団体はなし

- 35 団体に低下、6 団体に上昇

・ 繰上償還に伴う公債費充当一般財源等の減少、公営企業繰出金の減少等により、35 団体に数値の低下が見られた一方で、区画整理事業や、土地開発公社保有地の買い戻しに係る地方債の元金償還開始等により、6 団体に数値が上昇した。

・ 地方債許可団体 (18%) は、昨年度の 5 団体から 3 団体 (宍粟市、神河町、香美町) 減少し、篠山市、淡路市の 2 団体となった。

- 最高：篠山市(22.6%)、最低：猪名川町(2.9%)

実質公債費比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	25年度 A	24年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1	篠山市	22.6	22.4	0.2	合併算定替の縮減による標準財政規模の減(▲18.0億円)
2	淡路市	20.7	21.5	▲0.8	繰上償還等による公債費の減(▲11.9億円)
3	上郡町	17.1	16.1	1.0	区画整理事業に係る公債費の増(1.2億円)

※ 主な増減理由については、実質公債費比率が3年平均であるためH25年度とH22年度の増減内容を記載

④ 将来負担比率

- 早期健全化基準(350%以上)の超過団体はなし

- 33 団体に低下したが、3 団体に上昇した

・ 繰上償還に伴う地方債現在高の減等により、多くの団体に数値が低下した。一方、第三セクター等改革推進債の発行や下水道事業への繰出見込みの増加等により、3 団体に数値が上昇した。

- 最高：上郡町(257.5%)、最低：播磨町(▲147.1%)

将来負担比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	25年度 A	24年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1	上郡町	257.5	269.3	▲11.8	新規発行抑制による地方債現在高の減(▲0.9億円)
2	淡路市	237.8	263.6	▲25.8	繰上償還等による地方債現在高の減(▲4.6億円)や減債基金等の積立(11.5億円)
3	篠山市	219.1	239.2	▲20.1	繰上償還や新規発行抑制による地方債現在高の減(▲35.3億円)

(3) 資金不足比率…【別紙2】

- 経営健全化基準 (20%以上) の超過団体は、たつの市の観光事業 (36.0%) の 1 事業となった。

- 資金不足が生じている事業数は、昨年度と同数の、8 事業 (病院 5、交通 2、観光 1) となった。

<問い合わせ先>

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課財政班 TEL：078-362-3096

【参考】平成25年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

(単位：百万円、%)

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支		実質単年度収支		基金残高		うち財政調整基金		地方債現在高		増減率		経常収支比率		増減		標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)	
	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率
1 神戸市	744,325	▲ 3.0	732,586	▲ 3.4	2,624	5,715	62,888	4.3	8,382	1,130,232	▲ 1.2	85.1	▲ 3.6	381,145								
2 姫路市	215,873	2.4	207,234	2.2	5,810	1,218	46,991	▲ 1.8	14,149	199,619	1.3	82.8	0.4	119,711								
3 尼崎市	189,840	2.8	189,083	2.6	218	182	16,569	4.2	3,727	264,271	▲ 1.0	95.2	1.4	99,641								
4 明石市	111,537	16.4	109,508	15.9	1,464	721	9,259	9.4	4,902	113,239	11.4	93.2	▲ 0.4	55,211								
5 西宮市	164,702	2.2	159,914	1.9	4,481	3,903	24,857	15.9	17,995	156,427	▲ 3.7	94.4	▲ 0.7	96,821								
6 芦屋市	25,504	7.1	24,559	7.4	839	447	5,615	9.4	3,284	38,247	▲ 1.8	92.2	0.2	13,625								
7 洲本市	46,373	24.3	45,460	23.9	522	1,535	14,172	▲ 2.2	7,048	60,279	▲ 8.0	98.3	▲ 3.8	23,380								
8 伊丹市	65,957	1.1	64,261	▲ 0.6	730	862	9,994	19.1	6,241	65,461	▲ 1.3	95.1	▲ 1.8	38,458								
9 相生市	13,619	5.3	13,023	4.5	448	45	3,986	▲ 7.4	2,804	13,890	1.8	98.3	2.1	8,152								
10 豊岡市	51,726	▲ 1.3	50,584	▲ 1.5	985	1,560	16,822	8.8	8,336	62,428	2.1	85.7	▲ 2.2	29,900								
11 加古川市	78,014	0.9	77,499	1.3	268	▲ 22	17,432	12.0	5,280	79,186	▲ 0.6	88.2	0.5	49,337								
12 赤穂市	25,030	24.1	24,764	24.4	245	261	3,729	6.9	1,784	27,073	18.3	87.5	2.7	12,331								
13 西脇市	21,543	6.4	20,637	5.9	821	169	8,330	14.2	4,172	17,694	6.2	89.5	▲ 0.6	11,713								
14 宝塚市	73,524	3.8	72,128	4.2	825	467	12,031	4.8	5,494	75,783	▲ 2.8	96.4	▲ 0.5	42,708								
15 三木市	36,371	22.5	35,692	20.6	288	287	6,005	▲ 0.2	2,308	37,076	19.5	89.8	▲ 1.1	18,830								
16 高砂市	41,063	25.1	40,555	25.7	447	▲ 431	3,877	▲ 4.6	2,354	33,946	25.6	87.8	▲ 1.4	19,995								
17 川西市	52,858	▲ 2.1	52,270	▲ 2.0	414	▲ 95	3,537	▲ 35.3	836	51,486	0.7	96.5	▲ 1.0	29,086								
18 小野市	24,982	27.4	24,410	27.5	200	679	9,219	8.3	3,821	18,805	19.4	86.7	▲ 2.5	10,985								
19 三田市	35,347	▲ 1.2	34,691	▲ 1.8	514	125	13,574	▲ 5.3	3,167	40,411	▲ 3.9	93.9	▲ 0.9	22,885								
20 加西市	23,096	21.3	22,796	21.3	267	140	3,521	2.7	2,235	16,978	22.8	88.5	▲ 0.9	11,766								
21 篠山市	23,794	3.4	23,202	2.6	441	708	8,490	▲ 2.5	3,998	26,706	▲ 11.7	94.7	▲ 0.1	14,703								
22 養父市	18,690	▲ 14.1	17,470	▲ 15.7	919	779	9,692	12.5	4,419	24,536	▲ 7.3	85.4	3.8	13,543								
23 丹波市	38,255	7.6	35,769	7.0	1,576	1,785	15,959	3.0	6,658	33,417	▲ 3.2	81.2	▲ 1.9	22,651								
24 南あわじ市	28,245	2.5	26,976	1.1	1,090	1,486	8,773	4.6	2,434	36,082	▲ 1.9	84.0	▲ 1.0	17,012								
25 朝来市	26,214	13.5	25,311	14.5	541	▲ 408	8,697	▲ 24.7	4,094	27,884	▲ 9.9	86.3	▲ 1.7	13,191								
26 淡路市	32,714	3.8	32,347	5.1	173	703	8,241	28.4	1,996	47,233	▲ 1.0	89.8	0.2	17,967								
27 加東市	24,826	5.3	23,839	4.9	905	1,337	7,696	7.4	3,003	32,729	▲ 0.1	90.7	▲ 1.0	15,268								
28 加東市	20,301	11.9	19,479	11.8	783	215	11,077	8.0	5,198	18,909	11.4	82.9	▲ 5.1	11,831								
29 たつの市	34,184	1.8	32,894	1.8	1,235	1,178	14,352	11.8	5,982	37,067	▲ 1.9	86.6	▲ 1.1	21,386								
30 猪名川町	9,815	▲ 0.4	9,282	▲ 1.8	307	268	5,834	1.3	2,719	7,095	▲ 1.1	87.2	▲ 1.2	6,656								
31 多可町	13,017	▲ 2.9	12,686	▲ 2.4	249	▲ 64	6,687	3.7	3,083	16,906	▲ 1.4	92.4	1.6	7,838								
32 稲美町	10,151	7.4	9,577	8.4	565	369	3,955	13.2	2,393	8,315	4.2	84.7	1.2	6,549								
33 播磨町	10,376	1.4	9,192	▲ 1.9	635	▲ 768	7,078	▲ 0.1	4,866	8,371	▲ 3.2	89.5	0.7	6,581								
34 市川町	5,630	5.2	5,403	5.6	214	101	862	16.0	660	5,769	▲ 0.3	84.0	▲ 2.3	3,721								
35 福崎町	7,514	3.5	7,328	3.4	182	263	1,828	21.7	1,367	9,603	1.7	85.8	▲ 3.3	5,110								
36 神河町	7,880	▲ 15.3	7,704	▲ 15.3	156	474	2,730	23.2	1,725	9,834	▲ 3.5	89.5	▲ 1.5	5,374								
37 太子町	9,817	▲ 4.2	9,490	▲ 4.4	285	173	3,403	15.3	2,043	8,730	▲ 0.9	86.5	1.4	6,819								
38 上郡町	7,682	4.4	7,498	4.0	168	197	762	26.9	621	10,428	▲ 0.8	94.5	▲ 3.7	4,937								
39 佐用町	13,993	▲ 0.7	13,899	▲ 0.7	44	769	8,717	▲ 2.6	2,798	16,233	▲ 2.7	83.6	2.9	9,037								
40 香美町	14,494	4.7	14,121	4.1	252	319	3,984	21.3	2,294	18,339	2.8	79.3	▲ 6.8	8,748								
41 新温泉町	11,334	8.9	10,708	8.1	489	40	2,529	32.4	1,781	13,619	▲ 1.1	85.8	▲ 2.2	6,684								
市計(神戸市含)	2,288,507	2.7	2,238,941	2.4	30,071	25,553	385,387	2.9	146,100	2,787,094	▲ 0.1	92.0	0.9	1,243,234								
市計(神戸市除)	1,544,182	5.7	1,506,355	5.4	27,447	19,838	322,499	2.6	137,717	1,656,862	0.7	90.6	▲ 0.3	862,089								
町計	121,704	0.7	116,889	0.3	3,546	2,141	48,369	7.6	26,351	133,242	▲ 0.5	86.6	▲ 0.9	78,053								
県計(神戸市含)	2,410,210	2.6	2,355,830	2.3	33,617	27,695	433,756	3.4	172,450	2,920,336	▲ 0.1	91.6	0.7	1,321,287								
県計(神戸市除)	1,665,886	5.3	1,623,244	5.0	30,993	21,980	370,868	3.2	164,068	1,790,104	0.6	90.2	▲ 0.5	940,142								

【別紙1】県内市町の健全化判断比率一覧

速報値

(単位:%)

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			
		(参考) 早期健全 化基準		(参考) 早期健全 化基準		順位	対前年度 増減率 (▲は改善)		順位	対前年度 増減率 (▲は改善)	
神戸市	—	11.25	—	16.25	10.1	17	▲ 0.8	94.6	25	▲ 25.6	
姫路市	—	11.25	—	16.25	7.9	7	▲ 1.2	42.4	13	▲ 14.1	
尼崎市	—	11.25	—	16.25	13.0	24	0.3	147.7	37	▲ 7.9	
明石市	—	11.25	—	16.25	5.7	3	▲ 1.5	58.0	18	▲ 0.5	
西宮市	—	11.25	—	16.25	7.1	5	▲ 1.4	43.0	14	▲ 11.8	
洲本市	—	12.89	—	17.89	13.3	26	▲ 0.6	114.0	28	▲ 5.0	
芦屋市	—	12.20	—	17.20	13.0	24	▲ 0.3	117.4	29	▲ 11.7	
伊丹市	—	11.50	—	16.50	8.1	8	▲ 0.2	26.8	9	▲ 14.9	
相生市	—	13.71	—	18.71	12.1	21	0.6	106.0	26	▲ 22.4	
豊岡市	—	11.81	—	16.81	15.5	34	▲ 1.4	120.5	30	▲ 11.1	
加古川市	—	11.26	—	16.26	6.7	4	▲ 1.0	12.3	7	▲ 14.8	
赤穂市	—	13.02	—	18.02	10.2	18	▲ 0.6	137.7	34	▲ 4.9	
西脇市	—	13.09	—	18.09	9.6	14	▲ 1.4	36.9	11	▲ 32.3	
宝塚市	—	11.39	—	16.39	7.8	6	▲ 0.8	49.5	17	▲ 14.7	
三木市	—	12.55	—	17.55	8.7	10	▲ 2.1	68.4	20	34.7	
高砂市	—	12.50	—	17.50	9.1	12	0.1	86.0	24	20.0	
川西市	—	11.85	—	16.85	12.3	22	0.6	147.3	36	▲ 5.3	
小野市	—	13.18	—	18.18	9.1	12	▲ 2.0	—	1	—	
三田市	—	12.24	—	17.24	9.9	15	▲ 0.6	(▲20.4)	1	(▲7.7)	
加西市	—	13.08	—	18.08	14.2	27	▲ 1.6	—	1	—	
篠山市	—	12.80	—	17.80	22.6	41	0.2	(▲13.4)	1	(▲2.1)	
加東市	—	13.08	—	18.08	8.9	11	▲ 2.2	74.5	22	▲ 3.9	
丹波市	—	12.26	—	17.26	9.9	15	▲ 1.3	219.1	39	▲ 20.1	
南あわじ市	—	12.65	—	17.65	14.3	28	▲ 0.6	71.4	21	▲ 20.3	
朝来市	—	12.93	—	17.93	15.3	33	▲ 1.2	12.0	6	▲ 22.0	
淡路市	—	12.59	—	17.59	20.7	40	▲ 0.8	134.0	33	▲ 15.4	
宍粟市	—	12.76	—	17.76	16.6	36	▲ 1.6	63.4	19	▲ 11.7	
加東市	—	13.08	—	18.08	8.9	11	▲ 2.2	237.8	40	▲ 25.8	
たつの市	—	12.36	—	17.36	15.1	32	▲ 0.6	144.9	35	▲ 24.7	
猪名川町	—	14.17	—	19.17	2.9	1	▲ 0.6	—	1	—	
多可町	—	13.79	—	18.79	14.8	31	▲ 0.1	(▲45.7)	1	(▲16.9)	
稲美町	—	14.21	—	19.21	8.2	9	▲ 0.7	77.4	23	▲ 8.2	
播磨町	—	14.20	—	19.20	4.0	2	▲ 0.4	—	1	—	
市川町	—	15.00	—	20.00	14.7	30	▲ 1.4	(▲124)	1	(▲12.9)	
福崎町	—	14.93	—	19.93	11.7	19	▲ 0.4	41.9	12	6.2	
神河町	—	14.77	—	19.77	16.9	37	▲ 1.1	22.9	8	▲ 8.5	
太子町	—	14.11	—	19.11	12.6	23	▲ 0.4	—	1	—	
上郡町	—	15.00	—	20.00	17.1	39	1.0	(▲147.1)	1	(▲7.5)	
佐用町	—	13.51	—	18.51	11.8	20	▲ 1.4	110.7	27	▲ 10.0	
香美町	—	13.57	—	18.57	16.5	35	▲ 2.6	121.5	31	▲ 10.5	
新温泉町	—	14.16	—	19.16	16.9	37	▲ 0.7	46.1	16	▲ 34.1	
								43.5	15	▲ 17.9	
								257.5	41	▲ 11.8	
								34.9	10	▲ 26.1	
								152.8	38	▲ 26.7	
								124.7	32	▲ 22.5	
								35団体で改善、6団体で悪化		33団体で改善、3団体で悪化	

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「—」で表示。
 注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「—」で表示。
 (下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)
 注3 順位は、比率の低い順。

【別紙2】県内市町の資金不足比率の状況

事業	団体	H25年度(決見)			H24年度(実績)		備考
		資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	解消(予定) 年度	資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	
病院	西宮市	248	6.2	未定	45	1.1	在院日数短縮に伴う入院収益の減少等により、資金不足比率が悪化。
	宝塚市	1,052	11.3	H30	-	-	長期借入金を一時借入金へ変更したことに伴う流動負債の増加により、資金不足比率が悪化。
	三木市 [経営健全化 基準以上]	-	-	H25 (廃止)	1,241	22.9 計画値 (20.7)	北播磨総合医療センターの開設(H25年10月)に伴い、病院事業会計は資金不足を解消した上でH25年9月末に廃止。
	川西市	611	16.0	H30	618	17.9	医師の確保による医業収益の増加により、資金不足比率が改善。
	たつの市	22	1.5	H30	82	5.8	H24年度は病院の建て替えに伴う一時的な医業収益の減少により資金不足が発生したが、新病院の開業により医業収益が増加し、資金不足比率が改善。
	新温泉町	128	12.7	H30	121	12.8	入院患者の増に伴う医業収益の増加により、資金不足比率が僅かに改善。
観光	たつの市 [経営健全化 基準以上]	281	36.0	未定	127	15.0	営業収益の減少により、資金不足比率が悪化。(平成26年度中に経営健全化計画を策定予定。)
交通 自動車 運送	尼崎市	213	9.3	H27 (廃止)	424	18.4	一般会計からの繰入により、資金不足比率が改善。H28から民営化の予定。
	神戸市	794	7.4	未定	652	5.5	営業収益の減少により、資金不足比率が悪化。

● 経営健全化基準…資金不足比率20%以上

■ 用語集

1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額－歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支－前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立額＋起債繰上償還額（任意に行ったもの）－財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な赤字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p> 経常経費：人件費、扶助費、公債費等 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等 </p> <p>※ H13以降においては、経常一般財源に、減税補填債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税補填債に替えて減収補填債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時の財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>※ 公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left[\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	

3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>※ 公営事業会計… 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>※ 特別会計… 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債（又は臨時財政対策債発行可能額）は、通常の地方債とは異なり、各指標（経常収支比率、実質公債費比率等）の算定において一般財源として取り扱う。</p>

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

○ 基 準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1) 実質赤字比率、(2) 連結実質赤字比率、(3) 実質公債費比率、(4) 将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(α値)」、「財政再生基準(β値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(γ値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(α値)		財政再生基準(β値)	
	市町村	(参考)都道府県	市町村	(参考)都道府県
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25~15.0%	3.75%	20.0%	5.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25~20.0%	8.75%	30.0% (20、21年度は40.0% 22年度は35.0%)	15.0% (20、21年度は25.0% 22年度は20.0%)
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	400.0% (都道府県・政令市)	—	—

(別表2)

	経営健全化基準(γ値)
資金不足比率	20.0%

○ 各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヵ年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。